

町立宝達志水病院は次の施設基準を届出しております。

令和5年4月1日

No.	名 称
1	機能強化加算
2	急性期一般入院料4
3	療養病棟入院基本料 1（医療区分Ⅱ・Ⅲ 8割以上）
4	診療録管理体制加算 2
5	医師事務作業補助体制加算 1（30：1）
6	急性期看護補助体制加算 5〇対 1 看護補助体制充実加算
7	療養環境加算
8	療養病棟療養環境加算 1
9	医療安全対策加算 2
10	感染対策向上加算 2、連携強化加算
11	後発医薬品使用体制加算 3
12	病棟薬剤業務実施加算 1
13	データ提出加算 2・データ提出加算 4 □（医療法上の許可病床数が 2〇〇床未満）
14	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
15	救急医療管理加算
16	認知症ケア加算 3
17	せん妄ハイリスク患者ケア加算
18	地域包括ケア入院医療管理料 1（当該病棟の看護職員配置加算）
19	看護職員処遇改善評価料 3 6
20	入院時食事療養（Ⅰ）
21	糖尿病合併症管理料
22	がん性疼痛緩和指導料
23	糖尿病透析予防指導管理料
24	二次性骨折予防継続管理料 1
25	二次性骨折予防継続管理料 2
26	二次性骨折予防継続管理料 3
27	ニコチン依存症管理料
28	薬剤管理指導料
29	検査・画像情報提供加算、電子的診療情報評価料
30	別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の（1）に規定する在宅療養支援病院
31	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
32	在宅がん医療総合診療料
33	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
34	検体検査管理加算（Ⅱ）
35	ＣＴ撮影（1 6 列以上 6 4 列未満のマルチスライスＣＴ）及びMR I 撮影（1． 5 テスラ以上 3 テスラ未満のMR I ）
36	無菌製剤処理料
37	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
38	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
39	がん患者リハビリテーション料
40	医科点数表第 2 章第 1 〇部手術の通則の 1 6 に掲げる手術
41	輸血管理料Ⅱ
42	輸血適正使用加算
43	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
44	胃瘻造設時嚥下機能評価加算